

国民健康保険税のご案内 ID 0195951

保険年金課 ☎ 66-1172

今年度の国民健康保険税の納付についてお知らせします。国民健康保険税納税通知書と納付書は、7月15日(木)に発送予定です。なお、広報がまごおり4月号に掲載した通り、今年度は税率などを改定します。

納税義務者

世帯主(※)

納付方法

普通徴収(口座振替・納付書払い) 7月～令和8年3月の毎月(全9期)

特別徴収(年金からの支払い) 4・6・8・10・12・2月(全6期)

年税額

所得割額・均等割額・平等割額を合計したものが年税額となります。年度途中で加入、脱退した方は、加入月数に応じた月割り課税となります。そのため、5・6月に国民健康保険を脱退した場合でも、加入月数分の保険税が課税されます。

保険税の一部改定

課税限度額を一部引き上げました。

区 分	医療分	後期高齢者支援分	介護分
課税限度額 (前年度額)	66万円 (65万円)	26万円 (24万円)	17万円

低所得者世帯への軽減(均等割額・平等割額について) 判定基準の見直しを行いました。

区分	令和6年中の合計所得金額 ※1
7割軽減	43万円 + {10万円 × (給与所得者等※2の数 - 1)} 以下の世帯
5割軽減	43万円 + {(30.5万円 × 被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等※2の数 - 1)} 以下の世帯(29.5万円 → 30.5万円へ変更)
2割軽減	43万円 + {(56万円 × 被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等※2の数 - 1)} 以下の世帯(54.5万円 → 56万円へ変更)

※世帯主が社会保険や後期高齢者医療保険など、国民健康保険と別の健康保険に加入している場合でも、世帯内に国民健康保険の被保険者がいるときは、世帯主が納税義務者になるため、世帯主に通知を送付します。

※1 合計所得金額とは、世帯主と加入している方全員(特定同一世帯の方を含む)の所得の合計金額です。

※2 給与所得者等とは、一定の給与所得者(給与収入55万円超)、公的年金等に係る所得を有する者(公的年金等の収入金額が、65歳未満で60万円超または65歳以上で110万円超)をいいます。

不法投棄をなくそう

環境清掃課 ☎ 57-4100

ID 0123687

山中への大規模な不法投棄など、悪質な事例が増えています。安易にごみを捨てる行為は、5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金が課される犯罪です。市では、パトロール、看板・監視カメラの設置などを行っています。

不法投棄現場を発見したときは、車のナンバーなどを控え、警察または環境清掃課に連絡してください。

また、地主の方も、防護柵を設置するなど、適正管理・自己防衛をお願いします。



高齢者補聴器購入補助金

長寿課 ☎ 66-1105

ID 0331072

難聴高齢者の方の快適な日常生活や社会参加を支援するため、補聴器購入費用の一部を補助します。購入前の申請が必要です。

対 象 以下①～⑤すべてに該当する方

①市内在住の65歳以上の方

②両耳の聴力レベルが30dB以上で、身体障害者手帳を持っていない方

③身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師により、補聴器装着の有用性が判断された方

④市民税非課税世帯の方

⑤市税滞納がない世帯の方

補助額 上限3万円・本体購入額の1/2

申し込み 令和8年2月27日(金)までに、申請書(長寿課、市ホームページにあります)を直接長寿課へ。

井戸を適正に管理しましょう

環境清掃課 ☎ 57-4100

家庭用の井戸は浅い地層から水を引いている場合が多く、気づかないうちに井戸水が汚染されていることがあります。飲用には安全な水道水の使用を推奨しています。

井戸水は、使う方が水質管理をしなければなりません。定期的に施設の点検や水質検査を行いましょう。井戸水の検査については、豊川保健所試験検査課(☎ 69-3150)へ。

